第25期 第６回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和５年11月28日

　　至　令和５年11月28日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第6回 北広島市農業委員会総会議事録

令和5年11月28日（火）13時30分、第6回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階委員会室に招集する。

1　議事日程
日程第1　　議事録署名委員の指名
日程第2　　会期の決定
日程第3　　報告第1号　　農地転用事業完了による専決処分について
日程第4　　報告第2号　　違反転用事案の解消による専決処分について
日程第5　　報告第3号　　農地法第3条の3の届出による専決処分について
日程第6　　報告第4号　　賃貸借の合意解約について
日程第7　　議案第1号　　現地調査委員の指名について
日程第8　　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　　2番　安宅　一夫　委員　　3番　山田　智美　委員
5番　佐々木　珠恵　委員　6番　佐藤　芳之介　委員　　7番　三戸　　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　欠席委員　4番　宮北　　輝　委員

5　事務局出席者　　事務局長　川村　裕樹　　事務局次長　山田　孝博　　主査　武山　伍織
主査　石川　正人　　主事　上野　礼

（開会宣言　　13時30分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により５番　佐々木委員、６番　佐藤委員、以上２名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和５年11月28日、本日１日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日１日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」＞

議　　長　報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（報告案件朗読）

議　　長　報告案件の朗読が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、田村委員長より調査結果を報告願います。

田村委員　令和５年11月15日、転用事業完了による現地調査を、佐々木委員、塚本委員、私の３名で実施いたしましたので、結果についてご報告いたします。

番号1、[redacted]から転用完了報告のあった土地ですが、[redacted]を目的とし、農地法第５条許可を受けた転用事業について、完了報告を受け調査したものです。

現地の状況は、事業計画のとおり完了していることを確認しましたので、報告のとおり、転用事業完了と認めました。以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４:報告第２号「違反転用事案の解消による専決処分について」＞

議　　長　報告第２号「違反転用事案の解消による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（報告案件朗読）

議　　長　報告案件の朗読が終わりました。ここで事務局から補足説明を求められておりますのでこれを許します。

事　務　局　補足説明をいたします。別紙でお配りしております、違反転用事案の概要をご覧ください。

本案件は平成14年からの案件であり、北海道に違反転用の報告を行っている案件でございます。記載のとおりではありますが、平成14年６月に農業委員会が違反転用である事実を確認し、そこから北海道、農業委員会で指導をし続けておりました。令和３年度に所有者等と面談、相談等を行い、令和５年10月までに[redacted]を撤退することを約束しておりました。この度、[redacted]及び農地所有者から[redacted]に係る物を撤去した旨の報告がありましたが、違反転用事案の解消に係る法令や内規等が存在しないため、北海道、北海道農業会議とも相談を行い、北広島市農業委員会農地転用事業完了に伴う事務処理内規を準用し、現地確認及び専決処分を行ったものであります。以上でございます。

議　　長　補足説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、田村委員長より調査結果を報告願います。

田村委員　令和５年11月15日、違反転用事案の解消による現地調査を、佐々木委員、塚本委員、私の３名で実施いたしましたので、結果についてご報告いたします。

番号1、[redacted]、所有者 [redacted]氏から違反転用事案の解消の報告のあった土地ですが、平成 14 年度から[redacted]として違反利用されており、北広島市農業委員会、北海道と合わせて長年指導を行ってきたところでありますが、この度、違反転用事業者及び所有者から違反転用事案の解消の報告を受け調査いたしました。

現地の状況は、[redacted]に係る全てのものが撤去されていることから、報告のとおり違反転用事案が解消していると認めました。以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。茶木委員どうぞ。

茶木委員　今後の利用を教えてください。

事務局　近隣の農業者の方へ[redacted]さんから農地を使用して欲しい旨の相談をされたということを事務局で把握しているところでございます。積雪期に入りましたので近隣の農業者、[redacted]さん、事務局で状況や今後の利用方法を話した中で、皆様に相談し、最終的には総会に付議するという対応をさせて頂ければと思います。以上です。

議　　長　1点だけ教えてください。違反転用という中で地権者が[redacted]さんですが、実際にこの行為を起こしたのは、[redacted]さんではありません。違反転用の解消となれば、やはり[redacted]さんの名前で動くしかないのでしょうか。

事務局　農地の所有者が[redacted]さんですが、農地を利用していた[redacted]の責任者、[redacted]さんと行動を共にしていた者についても北海道に報告をしています。また、その者達に対しても、指導や今回の報告について同様に対応しているところであります。今回の[redacted]については現地調査をした上で違反物が全て撤去されたということで、違反転用事案の解消と北海道に報告をさせて頂いておりますが、皆様ご存じのとおり、[redacted]さんは他にもいくつか違反事案があり、その方も絡んでいる件もございますので、引き続き農業委員会として指導していきたいと思っております。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第2号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第5：報告第3号「農地法第3条の3の届出による専決処分について」＞

議　　長　報告第3号「農地法第3条の3の届出による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。

事務局　（報告案件朗読）

議　　長　報告案件の朗読が終わりました。これより質疑を行います。

番号1ですが、図面を見ると倉庫などが建っているように見えますが、ここは二種農地でしょうか？また、建物については違反ではないのでしょうか。

事務局　こちらにつきましては、農用地区域内農地でございます。建物については、いつ頃建てられたものなのか事務局では把握しておりませんが、1つずつの建物を見ると 200 ㎡未満となりますので、農業用施設につきましては農地法上許可不要であり、事務局に相談した上で倉庫等を建てていると思います。ただ、まとめて3棟、4棟建てているのであれば敷地面積が 200 ㎡超えますので農地法の許可が必要となりますが、そういった履歴を事務局では押さえておりませんので、恐らく 200 ㎡未満で建てているものだと思います。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。佐々木委員どうぞ。

佐々木委員　あっせんの希望なしとなっておりますが、現状を教えてください。

事務局　まず、番号1・2についてお答えいたします。自己管理をすると伺っておりまして、現状は牧草畑や普通畑として使っております。ちなみに番号1が妻、番号2が息子という続柄でございます。番号3についてですが、妻が相続したという形でございます。こちらについては図面をご覧頂きたいと思います。家周りの3筆については、自己管理をしていくということで伺っております。下の1筆[redacted]については、毎年行っている農地パトロールの中で遊

休農地として指導しているところでございます。管理は難しいということで伺っておりますが、賃貸や売買については今後検討していくということで、事務局でも確認していきたいと思っております。今回の報告ではあっせんの希望なしとしておりますが、事務局としては中身を把握しているところでございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 3 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第 3 号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第 6：報告第 4 号「賃貸借の合意解約について」＞

議　　長　報告第 4 号「賃貸借の合意解約について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（報告案件朗読）

議　　長　報告案件の朗読が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。塚本委員どうぞ。

塚本委員　借主の[redacted]さんは、今までどんな耕作をしていましたか。

事　務　局　[redacted]の[redacted]で園芸をやっている方でございます。こちらの農地を借りて、ハウスの中で花の苗などの育苗をしていたという経緯がございます。ここ数年、使い方があまり良くなく、道央農業振興公社経由で貸付しておりますので、お話を伺い解約をすることとなりました。今回、解約後に公社と事務局で現地を見に行き、ハウスの撤去、雑草の草刈り等農地を適切に管理をされていることを確認したところでございます。貸主の[redacted]さんについては、今後農地を管理していくことは難しく、どなたかに借りて頂きたいと伺っておりますので、公社と事務局で借主を探すことになりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 4 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第 4 号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第 7：議案第 1 号「現地調査委員の指名について」＞

議　　長　議案第 1 号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第 5 条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として 6 番　佐藤委員、1 番　茶木委員、推進委員の調査委員として森越委員、調査補充委員として、農業委員は 2 番　安宅委員、推進委員は阿部委員を指名いたします。

＜日程第 8：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長　諸報告を行います。1 点目、次回の第 7 回農業委員会総会につきましては、令和 5 年 12 月 26 日火曜日、午後 4 時 30 分から北広島市役所 5 階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。2 点目、会長と事務局の動静報告についてでございますが、本日までの動静につきましては配布資料のご確認をお願いいたします。なお、本日から本市の議会が 12 月 20 日まで開催されております。3 点目、次回の現地調査委員会の日程でございますが、受付期間外のため日程調整等は行いませんので、よろしくお願いいたします。4 点目、令和 5 年度利用状況調査、地域計画に係るアンケート調査について一括で事務局より説明をさせ

て頂きます。

事　務　局　それでは、私の方から、本年度の農地利用状況調査につきまして、ご報告いたします。資料として、A4 版の結果報告書とA3 版の図面を用意しております。まずは結果報告書をご覧ください。

本調査は、本年の 7 月より開始し、事務局で判断がつきかねる農地については、委員の皆様に現地調査にて現場を見ていただき、先月の総会にて決定したものです。本年度の農地利用状況調査では、市内全ての農地 1,893ha を調査いたしました。その結果、「問題なし」が全体の約 98.7%で 1,868.5ha、「農地法第 32 条 1 項 1 号遊休農地」、これは全体の約 0.7%で 12.9ha となっております。遊休農地は、荒廃の程度が低く再生利用が可能な農地のことを「緑区分」、緑区分より程度が重く、重機等を使用しなければ再生が難しいと判断される農地を「黄区分」と二つに分類されておりますが、本年度の調査につきましては、全て緑区分として分類されております。また、今回の調査で、全体の約 0.4%である 8.1ha が「非農地」として判断されたところであります。

本調査を図面に落としたものがA3 版の図面となります。青色で示したところが「問題なし」の農地で、赤色が「非農地」、緑色が「1 号遊休農地の内の緑区分」となっており、黄色で塗りつぶされているところは農用地区域を表しております。

本年度の報告は以上となりますが、今回、「1 号遊休農地」と判断された農地の所有者に対してすでに利用意向調査を実施しており、回答がいくつか返ってきております。今後、回答内容を整理しまして、地区担当委員の皆様と相談させていただきながら、売買又は賃貸の希望者を探す形となります。また、自分で利用するとの回答が来たものは、半年後をめどに現地を確認することとなります。なお、「非農地」と判断された農地の所有者に対しましても、同日に非農地通知書を発送しております。

最後にお願いになりますけれども、農業委員、推進委員の皆様には、ご自身の地区の状況はもとより、他地区の状況を把握いただき、遊休農地を発生させないよう現地の確認や人・土地に関する情報共有等を行っていただければと思います。よろしくお願いします。報告は以上です。

事　務　局　続けてご説明いたします。本日お手元に置かせて頂きましたが、地域計画に係るアンケート調査を農業委員会で行うこととなりました。市内の全ての農地の所有者、利用者に向けたアンケートであり、昨日発送処理を行ったところであります。

10 年後の農地の利用方法等の意向を、返信用封筒の利用又はインターネットでの回答を求めるものであります。こちらは 12 月 26 日（火）までに返信又は回答をしていただくこととなっております。こちらのアンケート結果を取りまとめ、目標地図の素案案を作成し、市に提出いたします。その後、市が中心となり、年度内に農地の利用等について協議を行うこととなりますが、農業委員会としても参加を求められることとなりますので、ご参加のほどよろしくお願いいたします。また、このアンケートの回答がない方に対し、回答を求めることとなりますので、地域でそのようなお話がありましたら回答をしていただくよう、また、提出をしていただくよう周知及び協力をお願いいたします。以上でございます。

議　　長　委員の皆様から何かございませんか。塚本委員どうぞ。

塚本委員　手元にアンケートがないのでわかりませんが、10 年後とは長すぎませんか。

事　務　局　行政からも同様の声があるところでございますが、法律改正に伴い国で今までやっていた人・農地プランが法定化されまして、この地域計画を策定するという法律に変更したというところでございまして、国の中で 10 年後の意向を聞き取ることとなっておりますので、回答をお願いいたします。また、塚本委員につきましては、塚本委員が所有している農地もございますが、システム上農業の世帯員としての経営主に送付していますので、息子さん宛に書類を送付しております。以上です。

議　　長　今現在で 10 年後どうなるかということなので、実際耕作が難しい状況の人も居るかもしれませんが、現時点では耕作できるという回答しかできないと思います。ただ、土地を所有していて、耕作もしていない又は草を生やしたくないので畑を起こしているという方に関しては、今後どうするのかという聞き取りは有り得ると思います。あまり深く考えずに実際に

耕作している人は問題ないと思いますので、12 月 26 日までに回答お願いします。
　他になければ以上をもちまして第 6 回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　14 時 20 分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名